

財総研

日本の所得分配・再分配に関する研究会

給付付き税額控除と所得税・住民税・社会
保険料の「三位一体改革」

佐藤主光（もとひろ）

一橋大学経済学研究科教授

新たなセーフティーネット

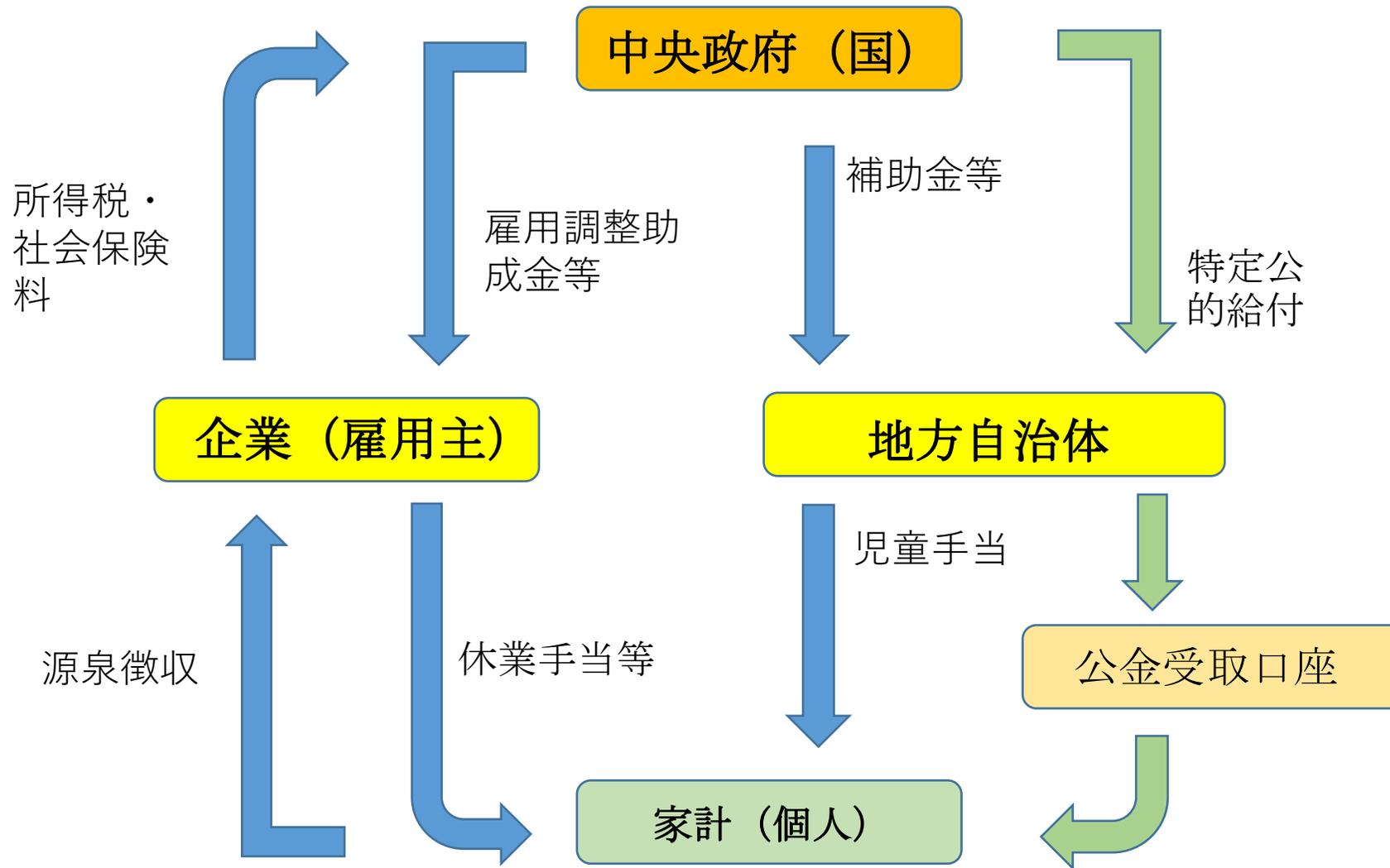
格差と再分配

- 問われるのは再分配の是非ではなく、その手法 ⇒ 既存の再分配（セイフティーネット）は新しい経済社会の環境変化に対応できない！
- 既存の再分配 = 世代間・地域間再分配
- 新しい再分配 = 負担能力に応じた（困っていない人から困っている人への）再分配

既存の再分配手段	事業者への支援	雇用の確保（例：雇用調整助成金）
	基礎年金	高齢者の所得保障
	生活保護	障害者・母子家庭・高齢者が主たる対象
新しい課題	フリーランス 非正規社員	勤労者（現役世代）への支援が欠如

格差是正の手法

- 其の1：トリクルダウン＝市場を通じた所得移転
 - 豊かになった個人・企業は消費・投資を通じて他の個人・企業に恩恵を及ぼす
 - ✓ アベノミクスはトリクルダウン型？
- 其の2：課税と給付＝政府を通じた所得移転（再分配）
 - 所得・利益のある個人・企業に課税をして、低所得の個人に給付（例：生活保護、社会保障給付、公共事業による仕事の創出）⇒経済成長にマイナス要因・・・
- 其の3：自立の支援＝「頑張る個人に報いる仕組み」
 - 低所得でも就労している個人に対する支援：例＝勤労税額控除・ユニバーサルクレジット（英国）
 - ✓ 我が国では勤労世代に支援する給付（所得移転）がない・・・⇒税制・社会保障制度改革



支援と就労を両立させる仕組み

- 給付付き勤労（稼得所得）税額控除 = 働く低所得労働者（ワーキング・ペア）を支援する

⇒働く気 = 誘因（インセンティブ）を損なうことなく、格差を是正する

- ✓ 再分配は低所得者を「弱者扱い」するためではない・・・ ⇒ 経済成長の担い手を育成・支援する

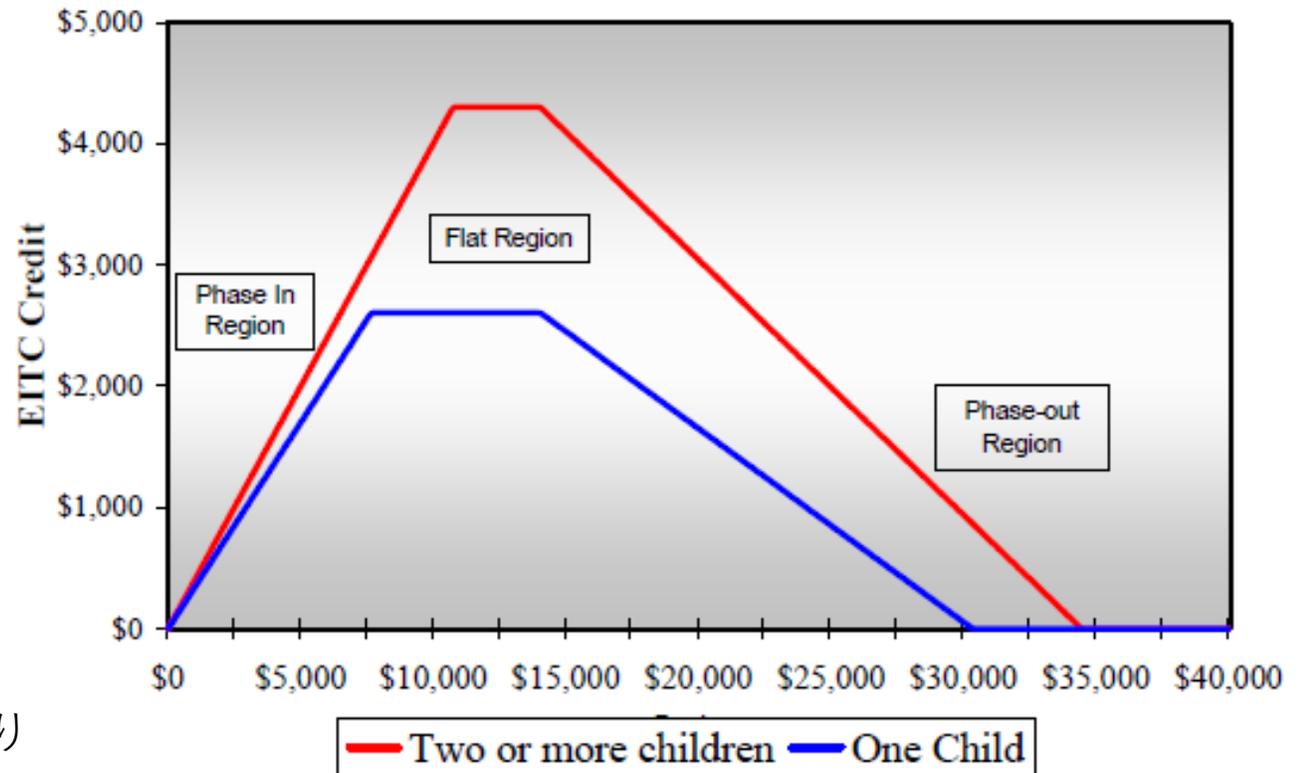
- 世界の取り組み

□ 米国 = 稼得所得税額控除

□ 英国 = ユニバーサルクレジット

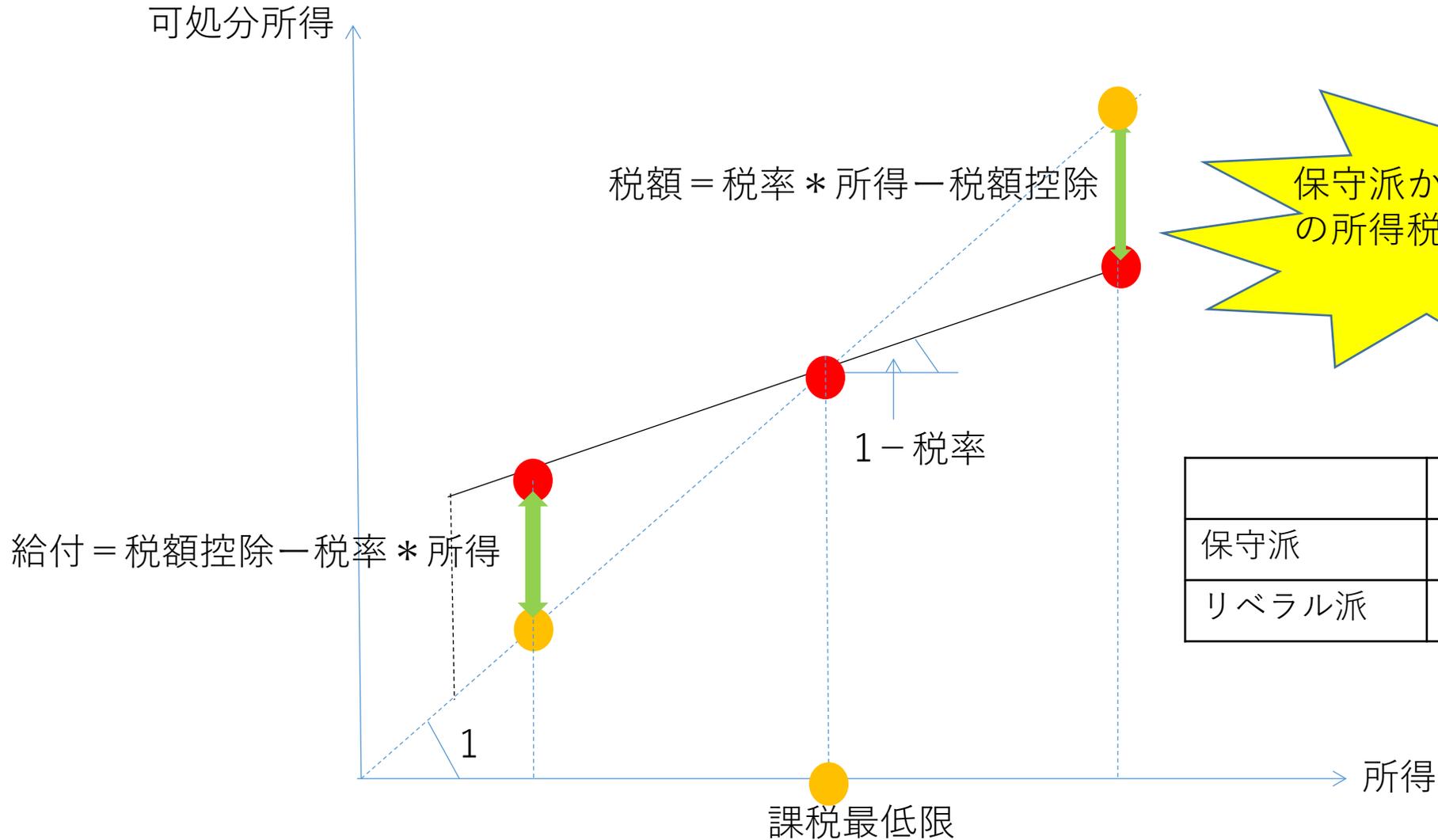
- ✓ 求職者・職業訓練を受けている失業者への支援もあり

米国の稼得所得税額控除 = 低所得勤労者への給付（2004年）



出所：Blundell and Shephard(2007)

参考：負の所得税



保守派からリベラルまで負の所得税には幅広い支持

	税率	控除 (給付)
保守派	低い税率	低い控除
リベラル派	高い税率	高い控除

〈日経エコノミクスパネル〉 給付付き控除「導入を」74% 学者46人調査 再分配に期待、就労促す効果も

- 日本経済新聞社と日本経済研究センターは経済学者向け調査「エコノミクスパネル」で、減税と給付を組み合わせる「給付付き税額控除（総合2面きょうのことば）」の是非を尋ねた。所得再分配や就労促進を期待し、「導入が望ましい」と答えた割合が74%に上った。実現に向けた体制整備を求める声も多かった。

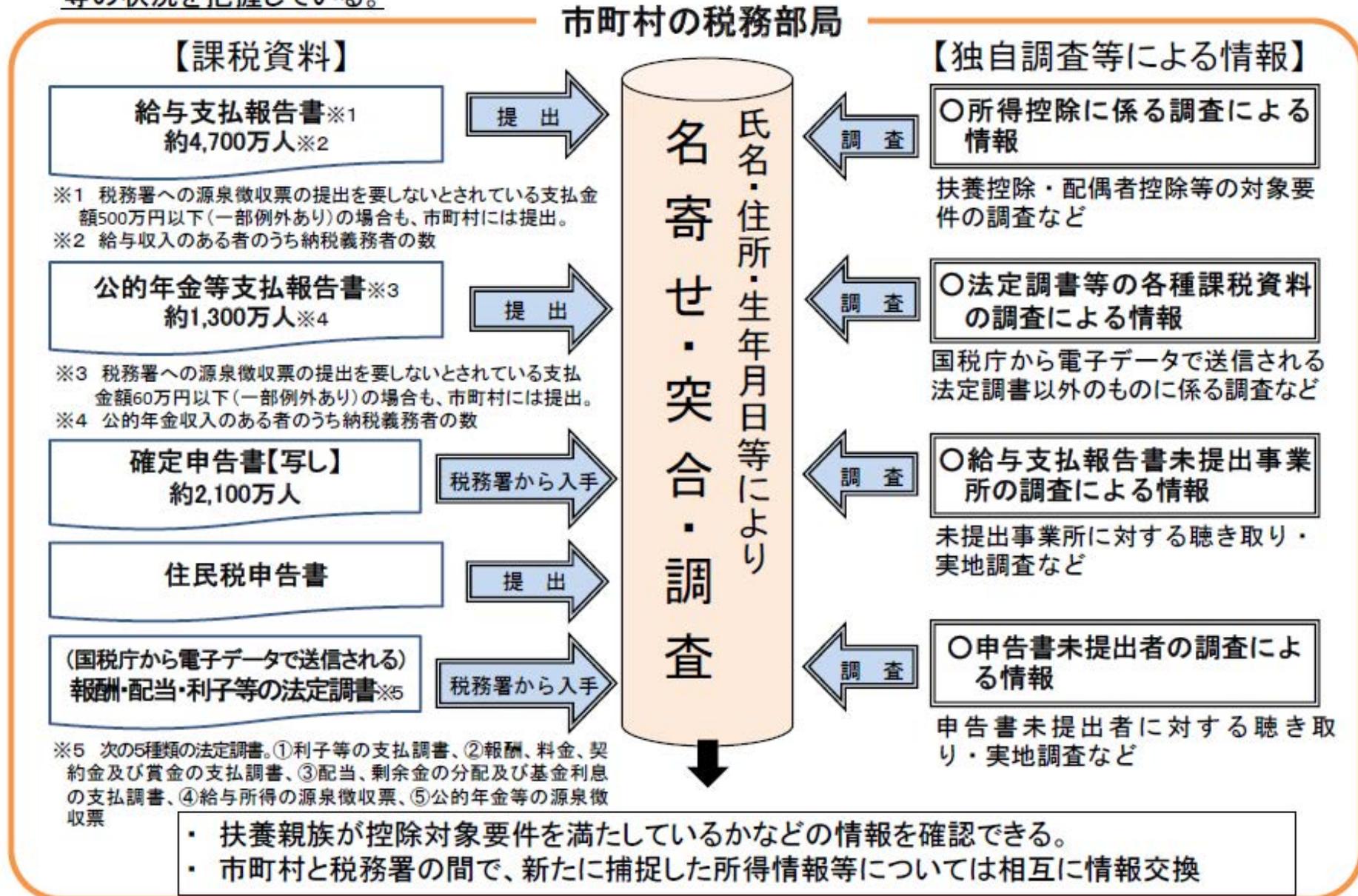
日本経済新聞2025年9月30日



リアルタイムの支援・・・

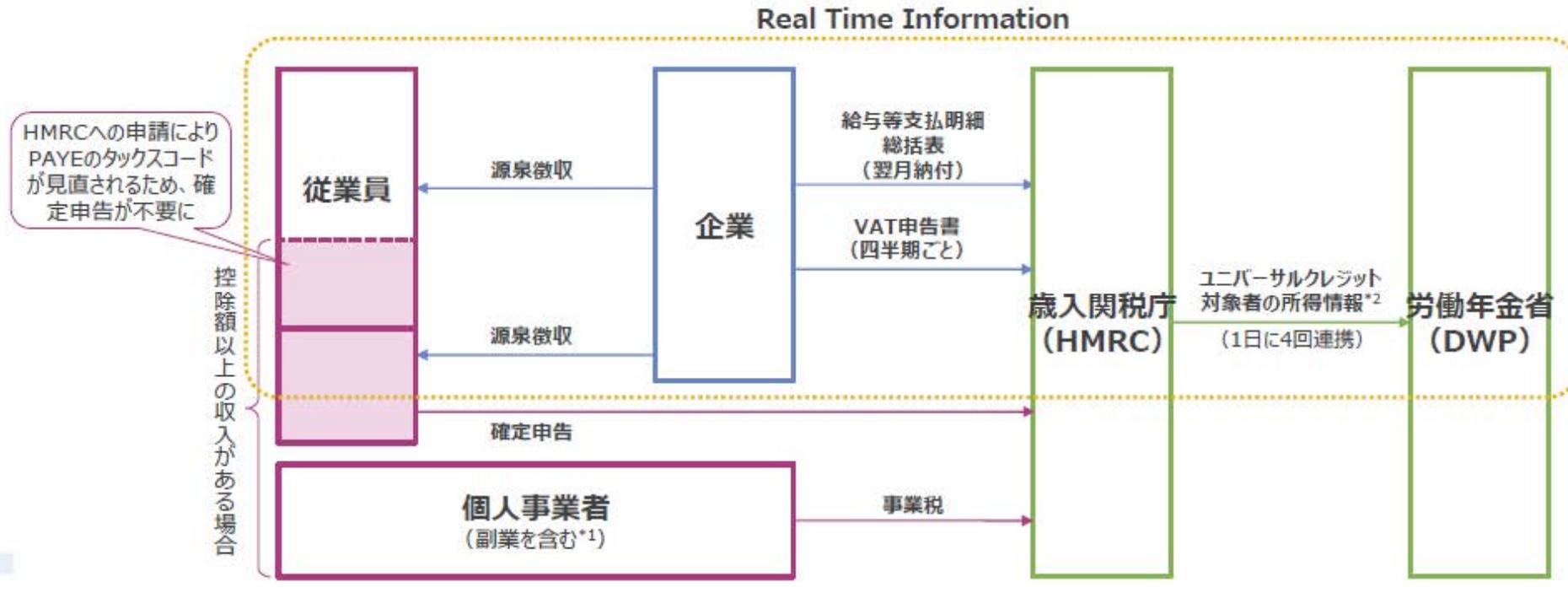
- コロナ禍では「収入（所得）の急減した家計・事業者」への支援が求められていた
- 政府は「収入の急減」が把握できない⇒平時からリアルタイムの所得捕捉が必要
 - ✓ 所得情報は公共財＝徴税目的だけではなく低所得層への給付のための所得捕捉
 - ✓ 高所得層に課税するだけでは再分配は達成されない⇒課税と給付の連結で所得再分配が完結
- 参考：英国のリアルタイム情報システム
 - 源泉徴収を行う雇用主から前月の収入情報を取得
 - 所得情報を給付（ユニバーサルクレジット）に反映⇒前月の収入に応じた給付が実現
- 我が国では給付を担う自治体の所得情報は前年所得
 - 非正規・フリーランスなど収入が不安定な家計が増える中、リアルタイムの所得情報を反映した給付の仕組みが必要

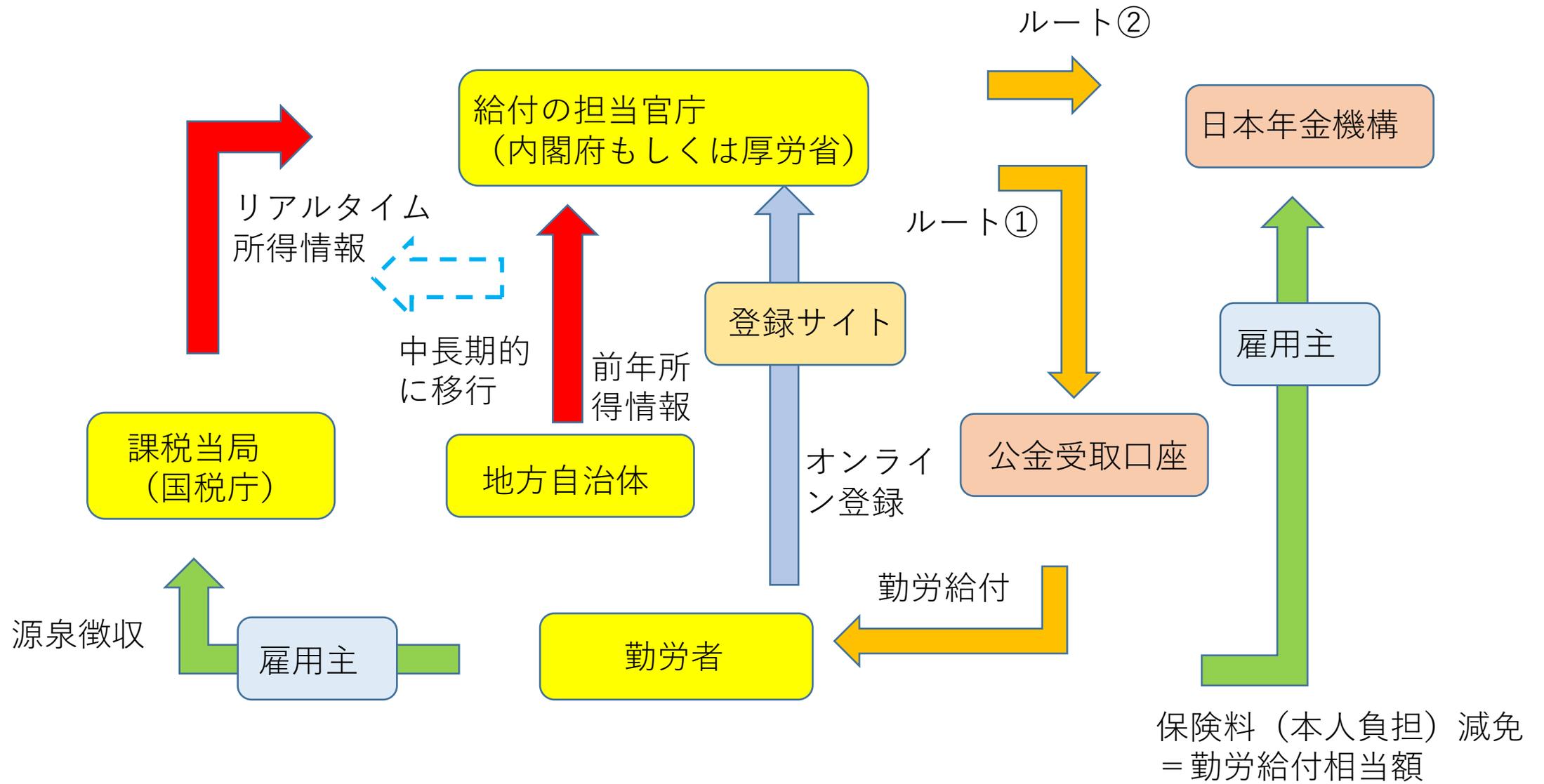
- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。



英国のリアルタイム・インフォメーション

- 企業は年末調整が不要になり、特に年度途中の就退職者に関する報告が簡素化された
- 年度途中でのPAYEのタックスコードの見直しにより確定申告が必要な個人は減少、金額も減少
- HMRCやDWPは個人の就業・離職の情報を月次で把握することが可能

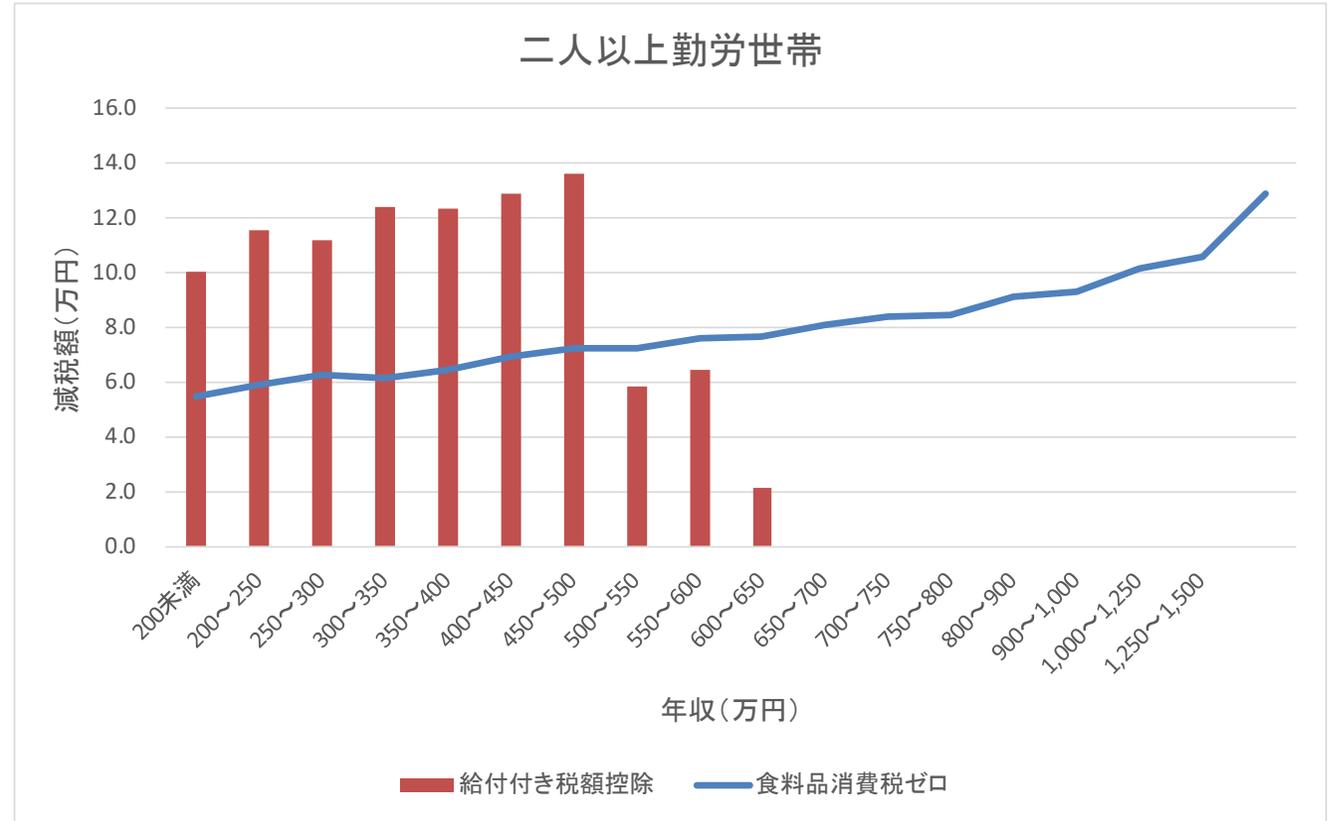




参考：消費税減税との比較

給付付き税額控除の設計	
有業者一人当たり（万円）	8
閾値（万円）	280
減額率	0.1

勤労世帯（単身・二人以上）への給付は同世帯への食料品消費税率ゼロの約4割の財源で実現可能



出所：家計調査2025

参考：就労の確認

- 所得の捕捉に合わせて、就労実態の確認が（特に自営業者について）必要
- ✓ 例：持続化給付金の不正受給
- 就労証明書の活用
 - 自営業・個人事業主・フリーランスの就労証明書は、原則として自身で記入・作成
 - ✓ 補足資料として、（最新の）確定申告書の控え、開業届の控え、営業許可証の写し、業務委託契約書・請求書など

ユニバーサルクレジット提出書類・情報（自営業の場合）

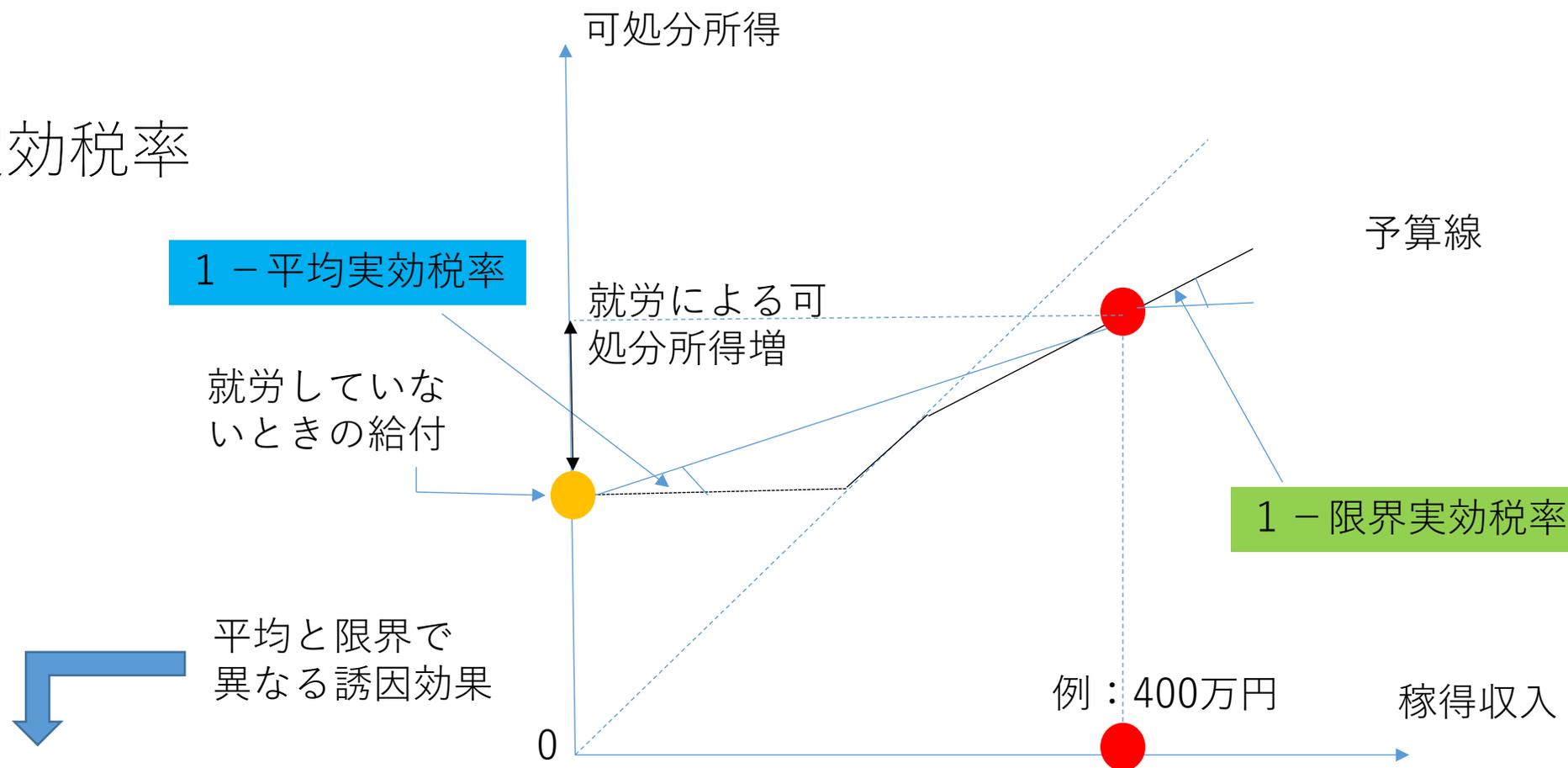
- 会社名会社住所
- 事業開始日
- 英国歳入関税庁（HMRC）発行の固有納税者番号
- VAT登録番号など（事業活動の記録）
- インボイス
- 領有書
- 確定申告書
- 顧客との取引記録など（事業活動の情報）
- 事業ウェブサイト
- 事業用ソーシャルメディア
- 資料事業計画書など

税と社会保険料の一体改革

一体改革の必要性

- 何故、「106万円（130万円）の壁」ではなく、「103万円の壁」なのか？
 - 法律で税率・控除額が決まる所得税とは異なり、社会保険料は制度的に分立（厚生年金、国民年金、組合健保、協会健保、市町村国保、介護保険（市町村別））
 - ⇒個人の就労意欲に影響する「実効税率」のコントロールが難しい・・・
 - ✓ 実効税率 = 所得税 + 個人住民税 + 社会保険料 + 就労に伴う給付減
- 解決に向けた提言
 - 社会保険料のうち高齢者医療等「他制度への拠出」に相当する部分を租税化（仮称：「社会保障目的税」）・所得税と一体化
 - ✓ 勤労所得に加えて年金・金融所得も課税対象とすることで勤労世代に偏る負担の不公平を是正
 - ✓ 現状は主たる就労先の収入のみに社会保険料が賦課されているところ、複数の収入を「合算」した課税が可能

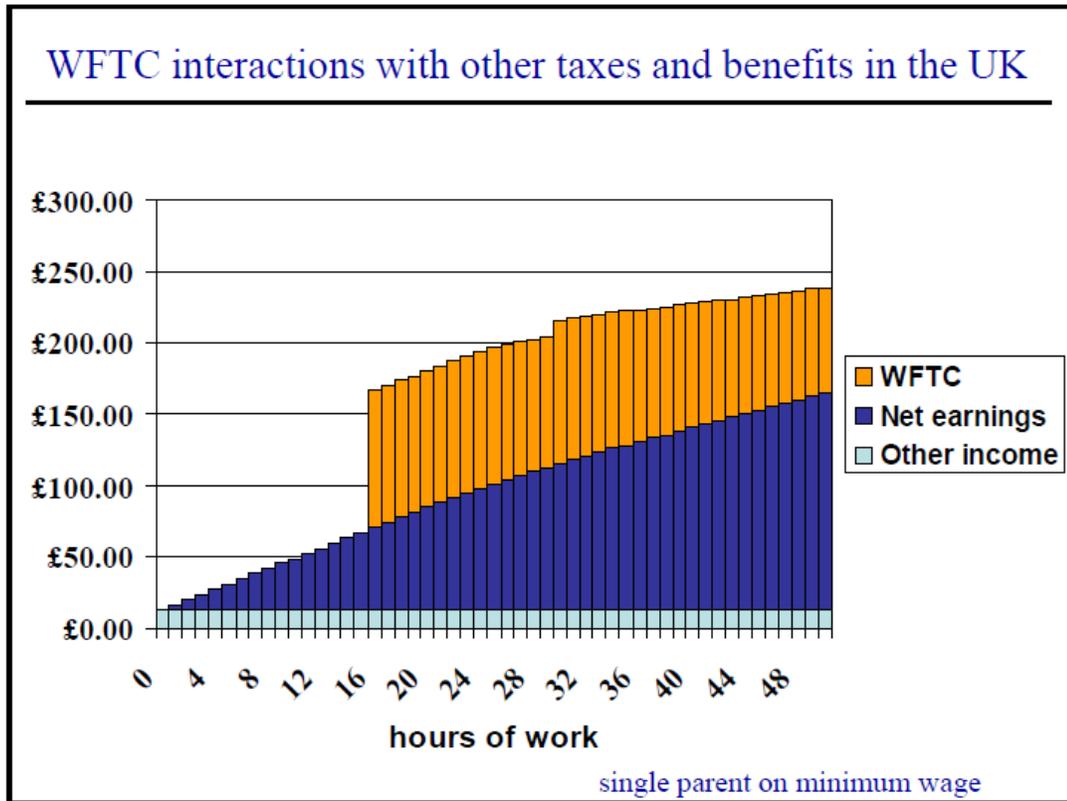
実効税率



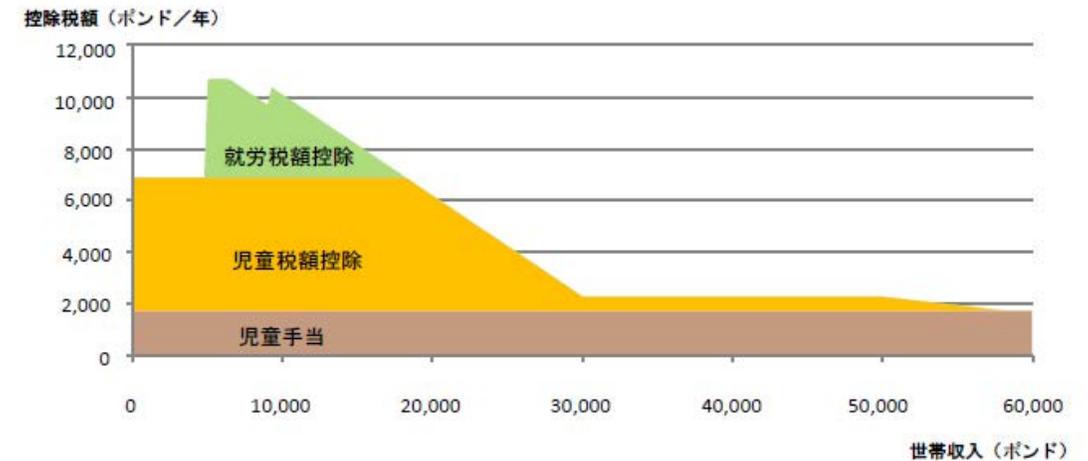
	定義	誘因効果	
			法人税の場合
限界実効税率	所得税・住民税の限界税率 + 社会保険料率 + 控除・給付の削減率	労働時間	投資選択
平均実効税率	(所得税 + 社会保険料 - 税額控除等 + 就労で資格を喪失する給付) ÷ 稼得収入	就労の有無	立地選択

参考：英国の勤労税額控除

勤労税額控除＝
週16時間以上の就労を条件に給付付き税額控除
⇒就労への誘因付け＝Make Work Pay



図表 2-2 イギリスの勤労税額控除等のイメージ (2010 年度)

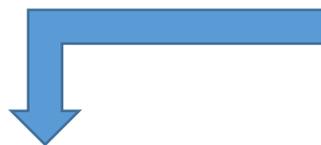


婦子 2 人の給与所得者世帯の場合(2010 年度)。勤労税額控除については、最低賃金(時給 5.8 ポンド)としたものとし、児童ケア要素はないものとしている。

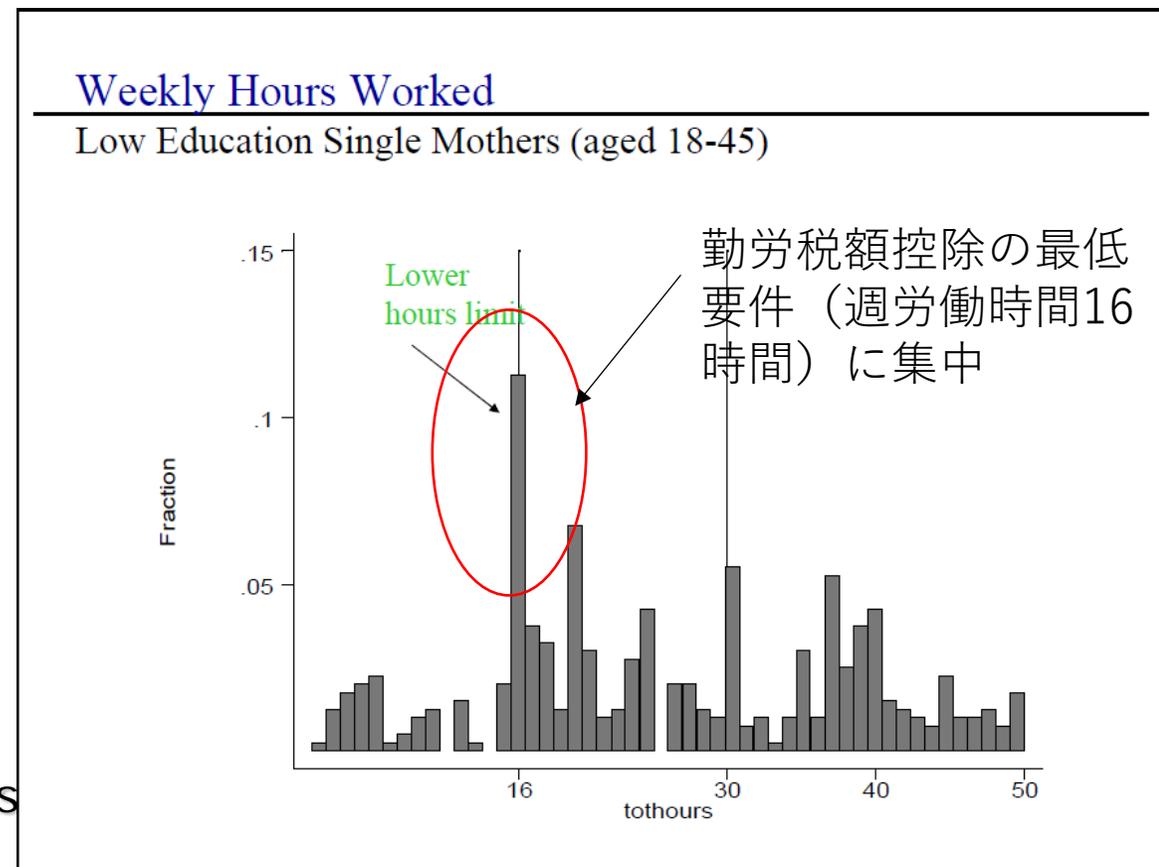
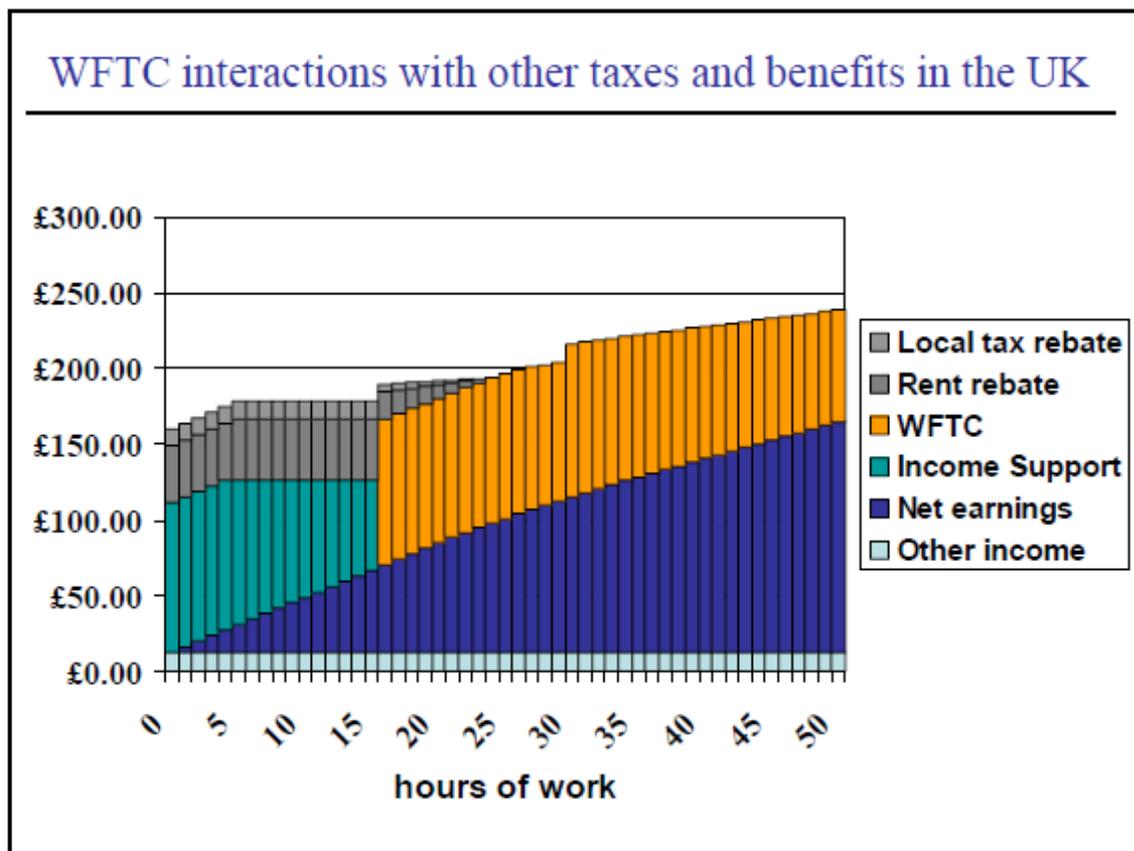
Source : Tax-Credit Policies for Low Income Families: Impact and Optimality July 2007
Richard Blundell and Andrew Shephard

出所：鎌倉 (2010) より

参考：他の給付と貧困の罠



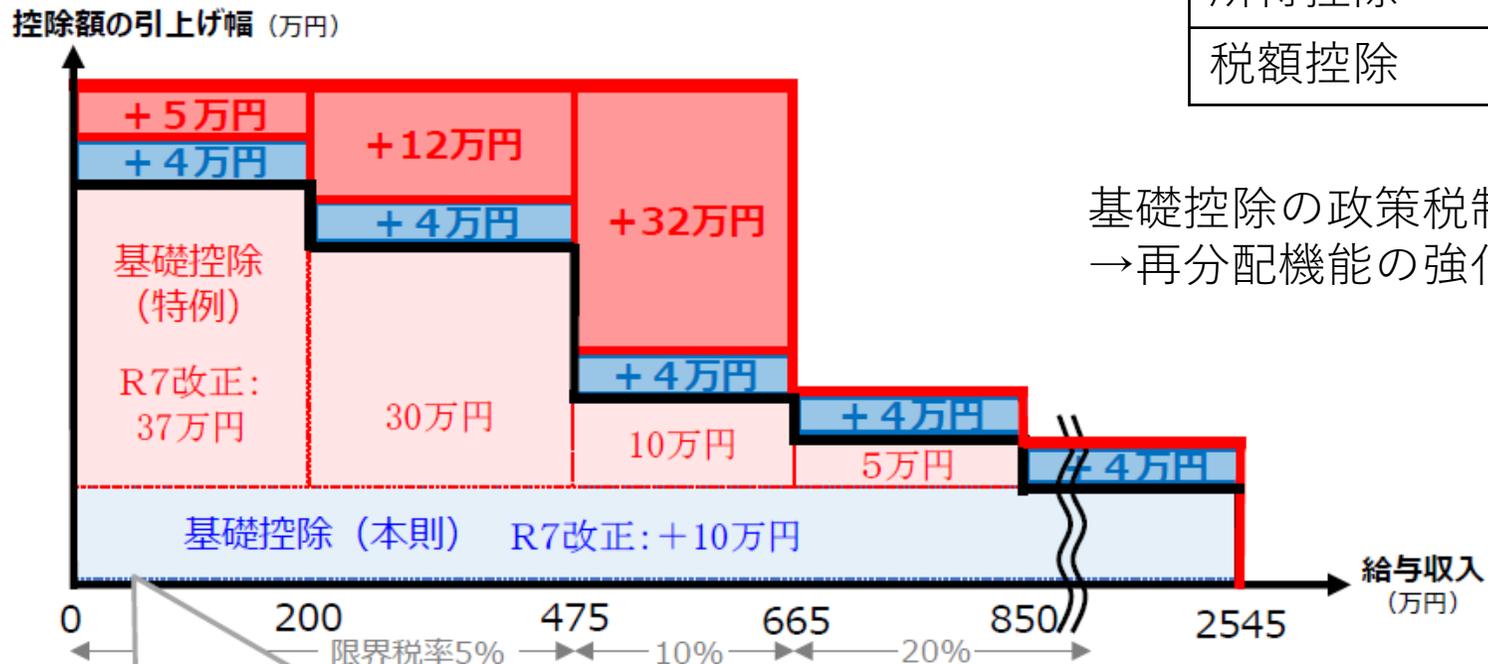
- ・ 勤労税額控除以外の給付・支援制度が就労意欲を阻害
- ✓ 高い給付削減率
- ⇒ 貧困の罠



Source : Tax-Credit Policies for Low Income Families
Impact and Optimality July 2007
Richard Blundell and Andrew Shephard

令和8年度税制改正

	従前の役割
所得控除	最低限の生活保障
税額控除	政策減税



基礎控除の政策税制化・・・
 →再分配機能の強化の観点からは税額控除化が望ましい

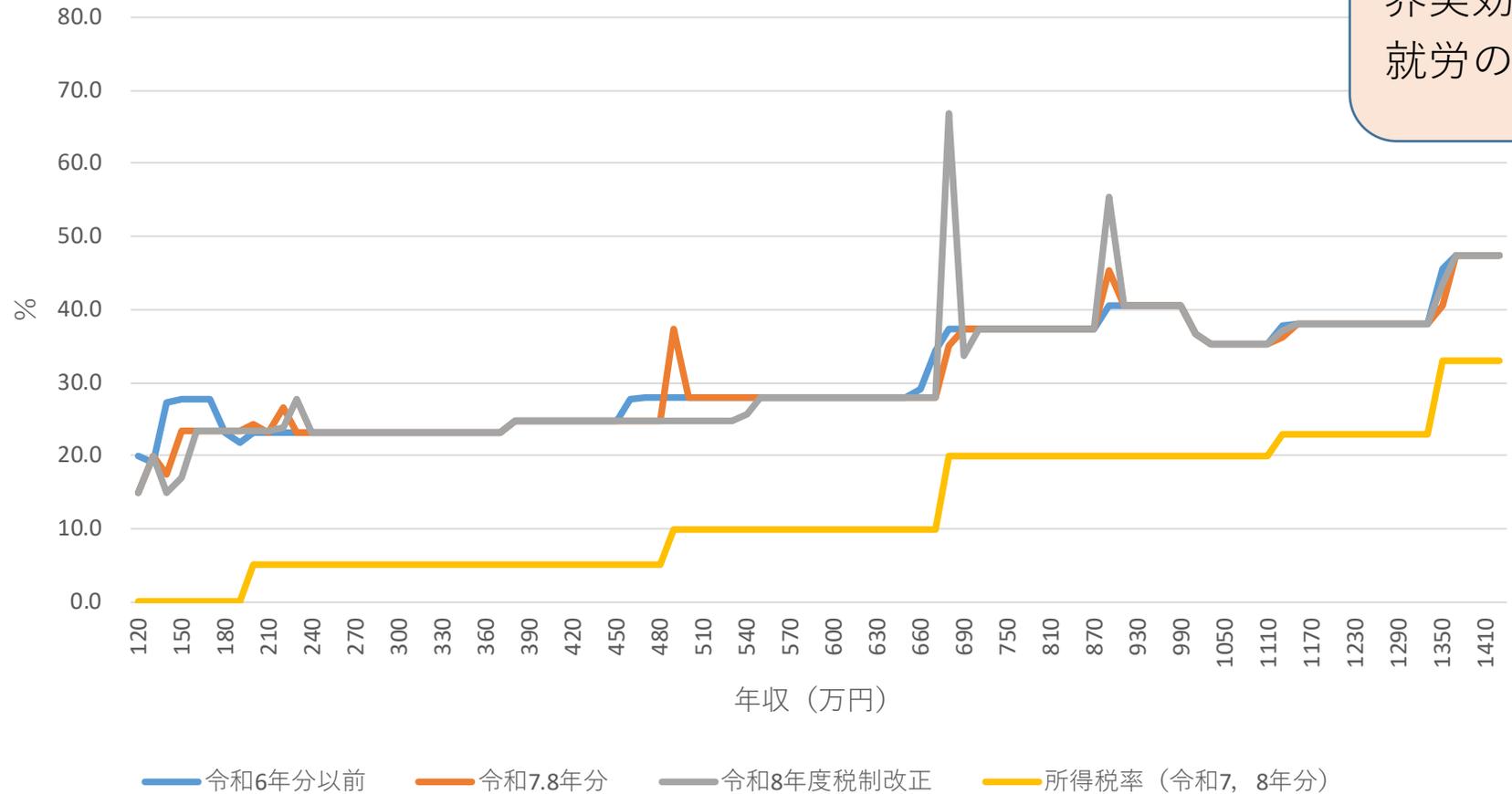
給与所得控除の最低保障額
 R7改正: 55万円 → 65万円 (最大10万円引上げ)
 R8改正: 65万円 → 74万円 (最大9万円引上げ)

←給与収入190万円未満に適用される
 ←給与収入220万円未満に適用される

<年収階級別の減税額 (万円)>

	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
R8改正 (案)	0.4	0.8	0.8	2.7	3.6	0.8	0.8	1.3	1.3
R7改正 込み	2.7	2.8	2.8	4.7	5.6	3.8	2.8	4.6	4.6

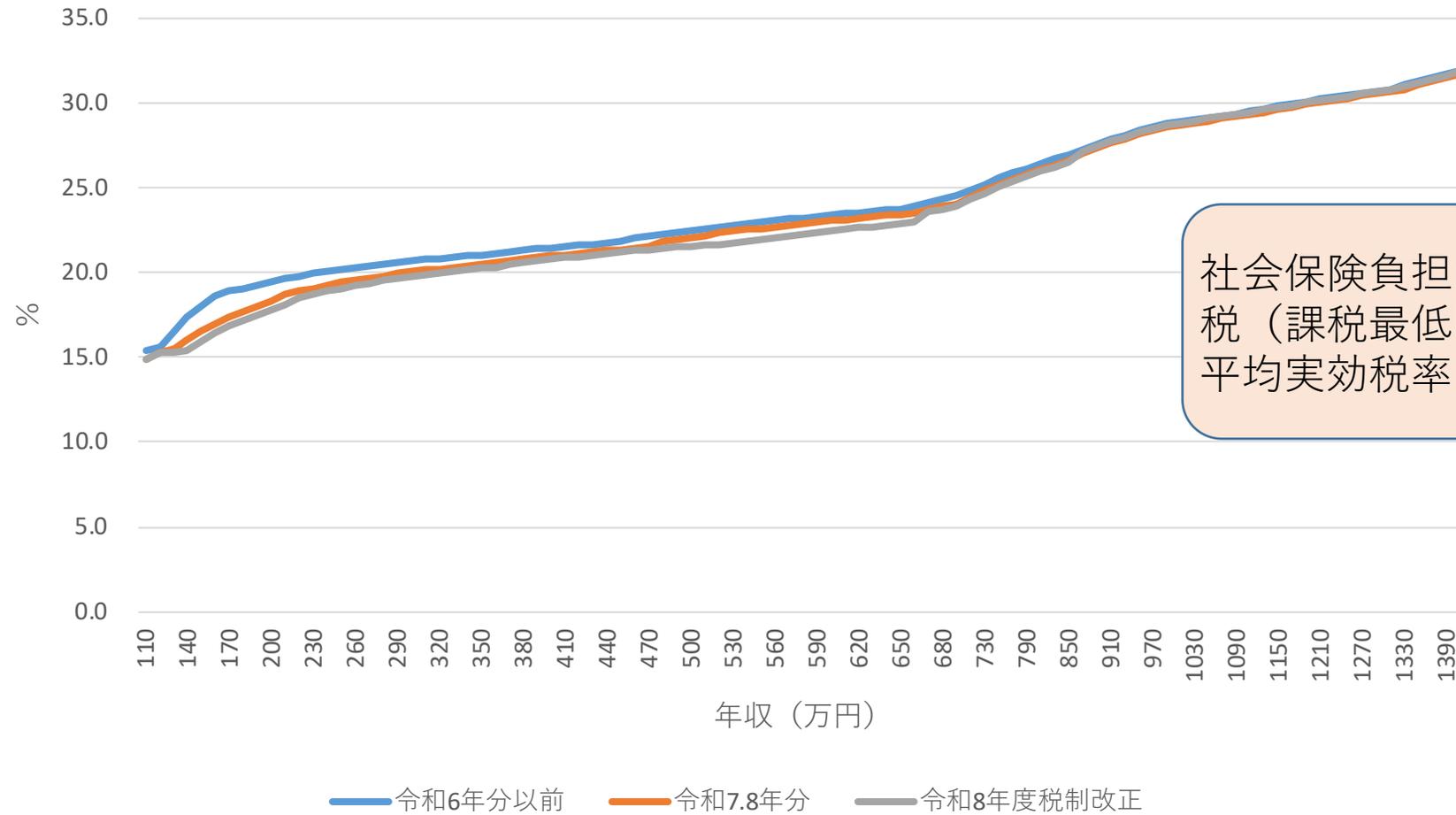
実効限界税率（世帯主）



基礎控除への所得制限が限界実効税率を急増させて、就労の壁を作っている

出所：税制・社会保険料率より筆者計算
注1：世帯は単身世帯
注2：限界実効税率は年収10万円単位

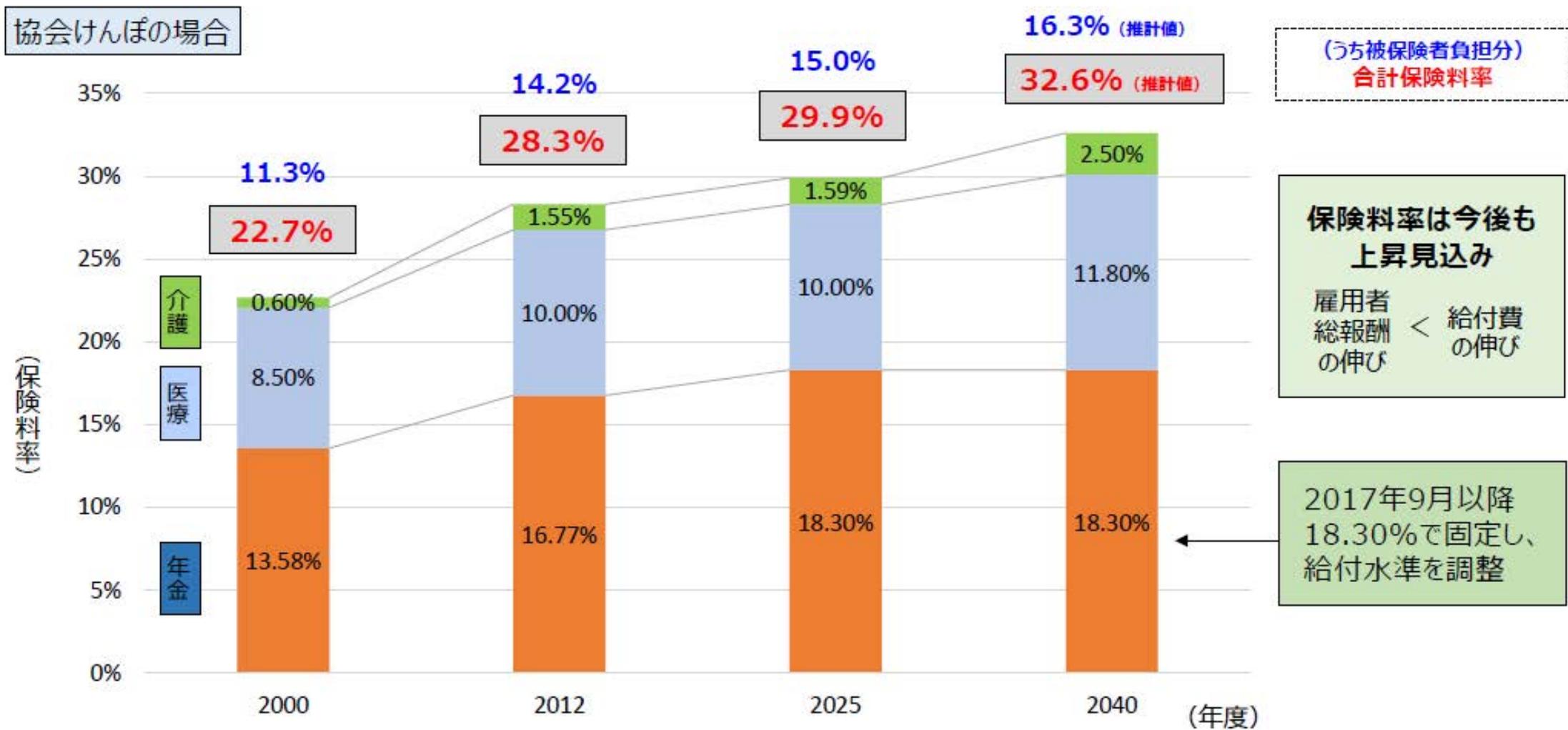
平均実効税率（世帯主）



社会保険負担が重いため、所得税減税（課税最低限の引き上げ）による平均実効税率の低下は限定的

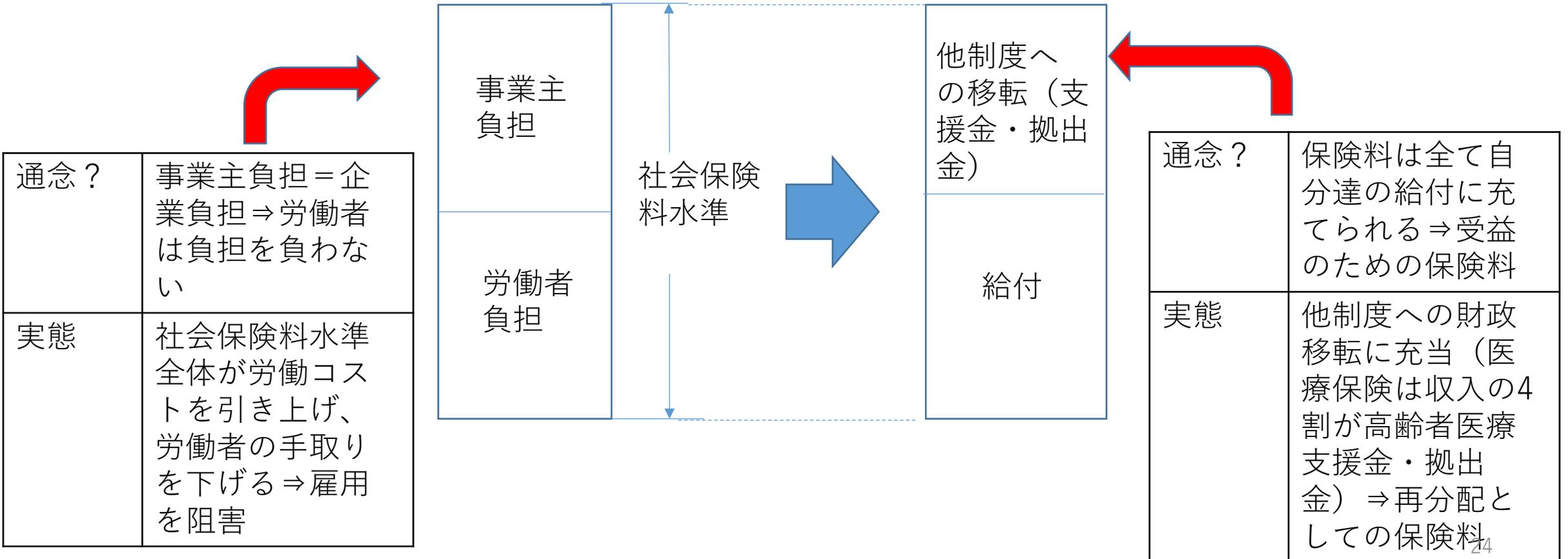
出所：税制・社会保険料率より筆者計算
注1：世帯は単身世帯

現役世代が負担する社会保険料負担



出所：財政制度等審議会（2025年4月23日）

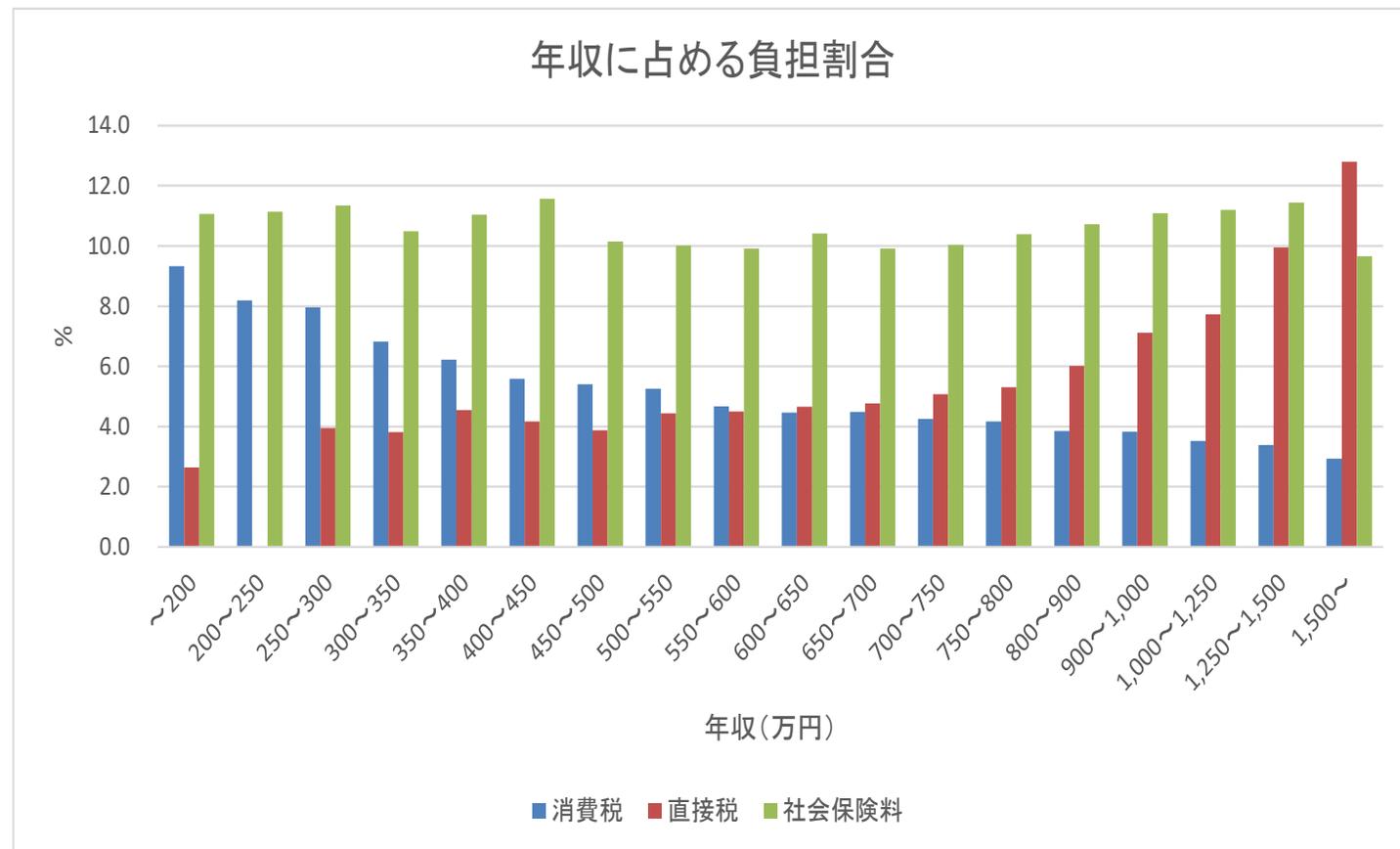
社会保険料の幻想（通念）と実態



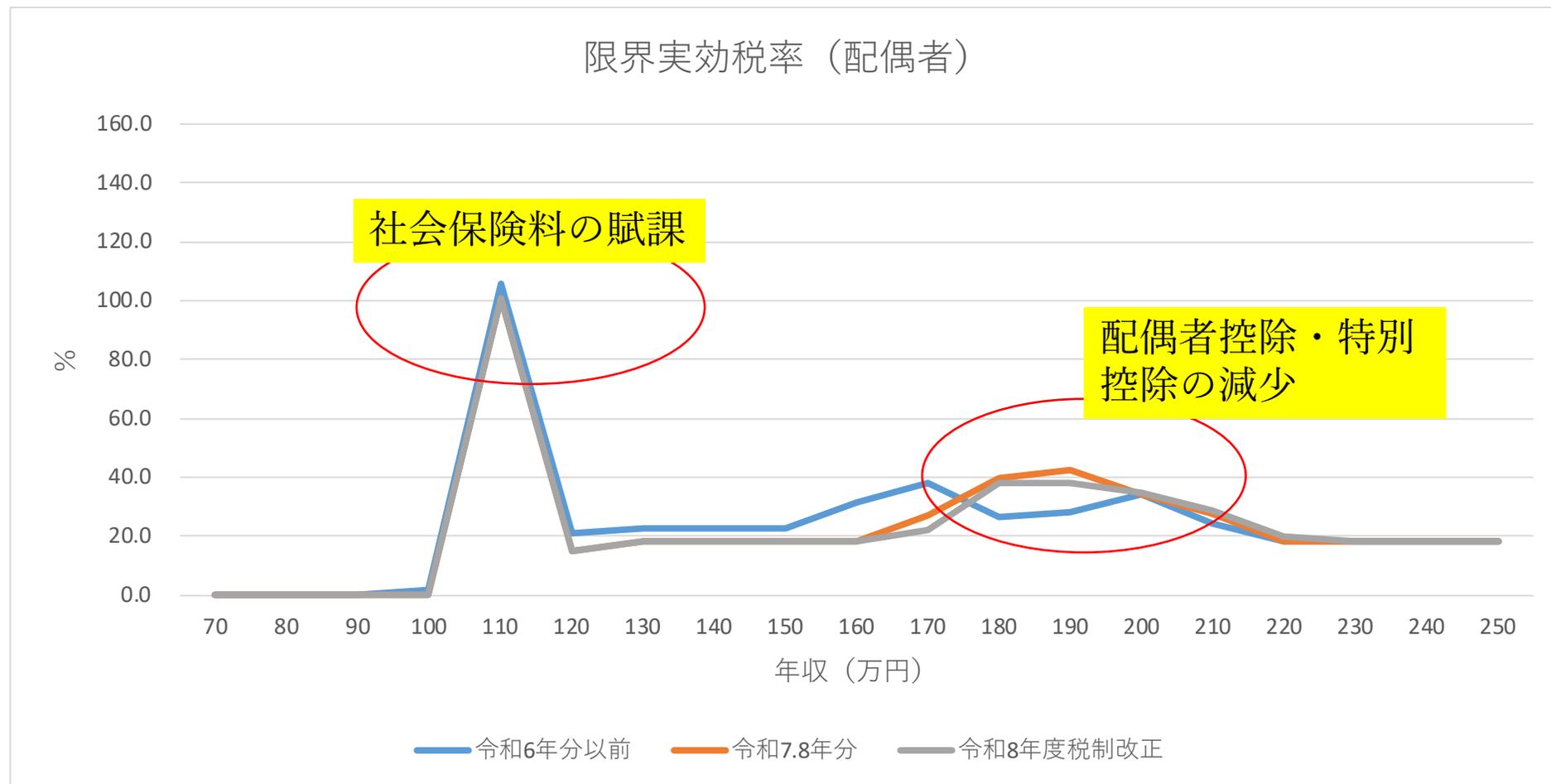
社会保険料の経済的帰結

		社会保険料	法人税	消費税
課税対象		勤労世代の 正規雇用の 賃金	黒字企業の利 益	全ての世代の 消費
雇用への 影響		雇用減少 非正規雇用の 増大	企業が空洞化 →雇用減少	少ない
企業の 国際競争力	輸出	生産コスト 増 →製品価格 に転嫁	生産コスト増 →製品価格に 転嫁	仕向地課税主 義 →製品価格に 転嫁せず
	輸入	対象外	対象外	課税対象

出所：経済産業省



注：全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯
出所：「家計調査2024年」



出所：税制・社会保険料率より筆者計算

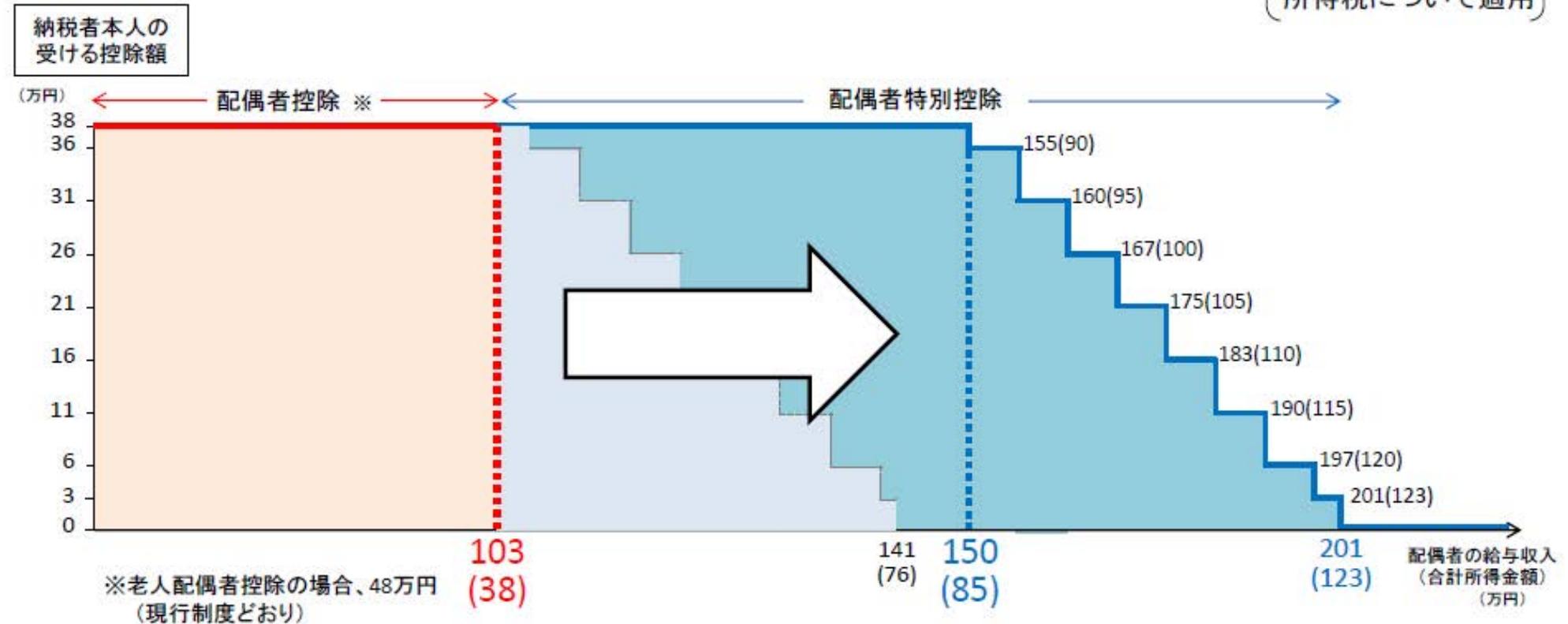
注1：夫婦二世帯

注2：世帯主の年収は600万円を仮定

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（平成29年度改正）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

〔平成30年分以後の
所得税について適用〕



一般化社会拠出金CSG（仏）

（図表2）CSG率の変遷

(%)

	稼働所得	代替所得	資産所得	投資益	くじ・カジノでの獲得金
91.2.1	1.1	1.1	1.1	1.1	—
93.7.1	2.4	2.4	2.4	2.4	—
97.1.1	3.4	3.4 (1.0)	3.4	3.4	3.4
98.1.1	7.5	6.2 (3.8)	7.5	7.5	7.5
2005.1.1	7.5	6.2/6.6* (3.8/3.8)	8.2	8.2	9.5
2011.1.1 (現行)	7.5	6.2/6.6* (3.8/3.8)	8.2	8.2	6.9/9.5**

（出典）J.-J. DUPEYROUX (*et al.*), *Droit de la sécurité sociale*, 18^e éd., Dalloz, 2015, pp.872 et s.等を参考に筆者作成

（注）（ ）内は、低所得者に対する軽減税率である（1997年までは軽減税率なし）。

* 一時的な就労不能に基づく代替所得（失業手当、休業補償手当等）は6.2%、職業生活からの引退に基づく代替所得（老齢年金、拠出制障害年金等）は6.6%。

** くじでの獲得金は6.9%、カジノでの獲得金は9.5%。

CSGは、1991年当初は家族手当のみに充当されていたが、1993年からCSG率が引き上げられ老齢年金にも充当されるようになり（低所得高齢者に支給される所得条件付非拠出制年金の財源となる）、その後、医療保険にも充当されることとなった。

労使折半をどうするか？

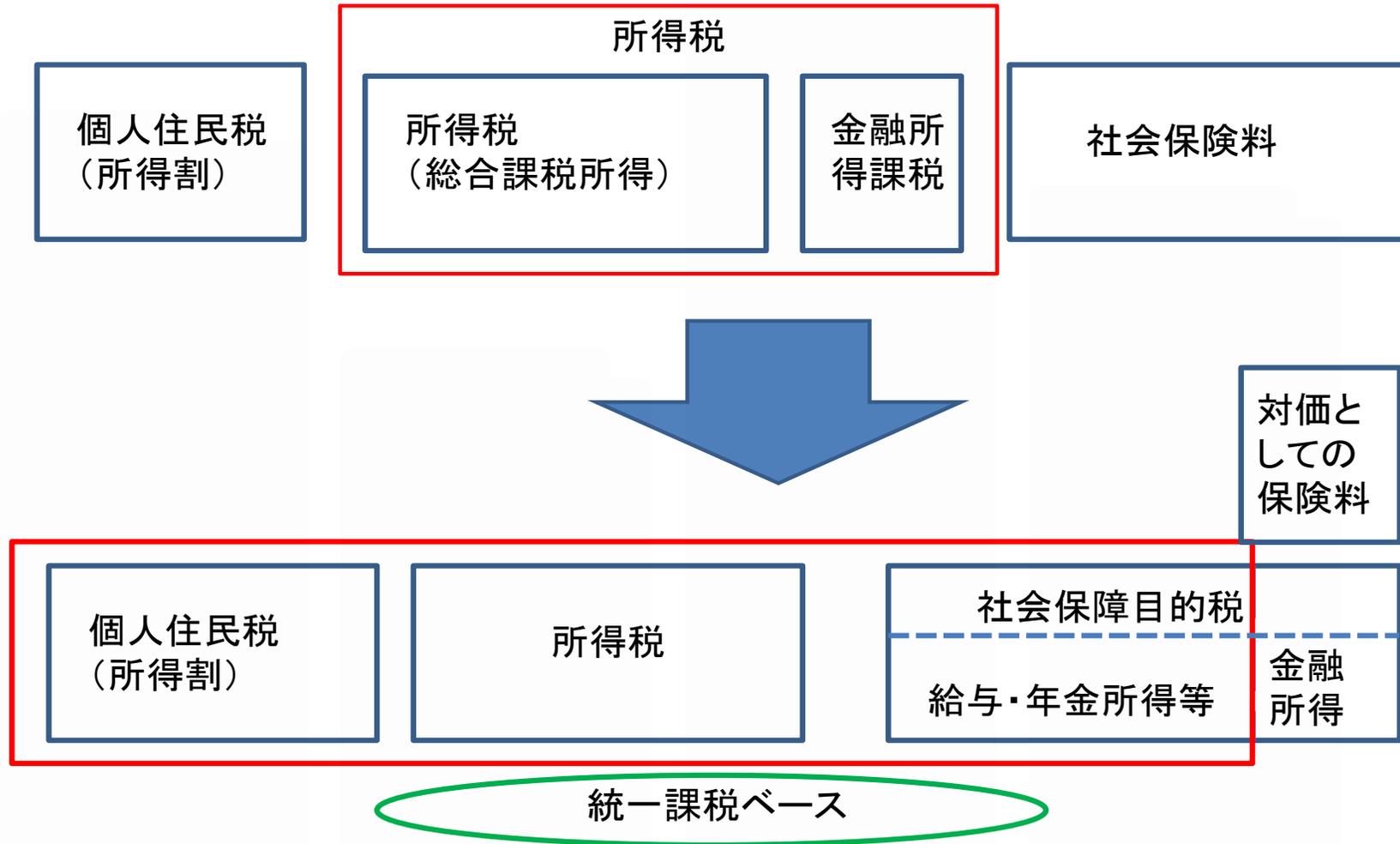
- オランダでは所得税と社会保険料を統合の上、年金等にあてる国民保険料について使用者（雇用主）負担を廃止
- 他方、使用者はこれまで負担していた社会保険料を給与やボーナス、各種手当を通じて補償する「調整加給金」を創設

表 4 1990 年の社会保険料 (単位：%，Dfl.)

国民保険制度 (1990 年)*		
	使用者負担分	被用者負担分
一般老齢年金 (AOW)		
一般遺族年金 (AWW)	-	
一般障害給付 (AAW)	調整加給金	22.1%
一般児童給付 (AKW)	(Dfl.6,952)	(上限所得 Dfl.9,309)
特別医療保険 (AWBZ)		

島村玲雄「オランダにおける所得税と社会保険料の統合の意義について」

課税ベースの統一

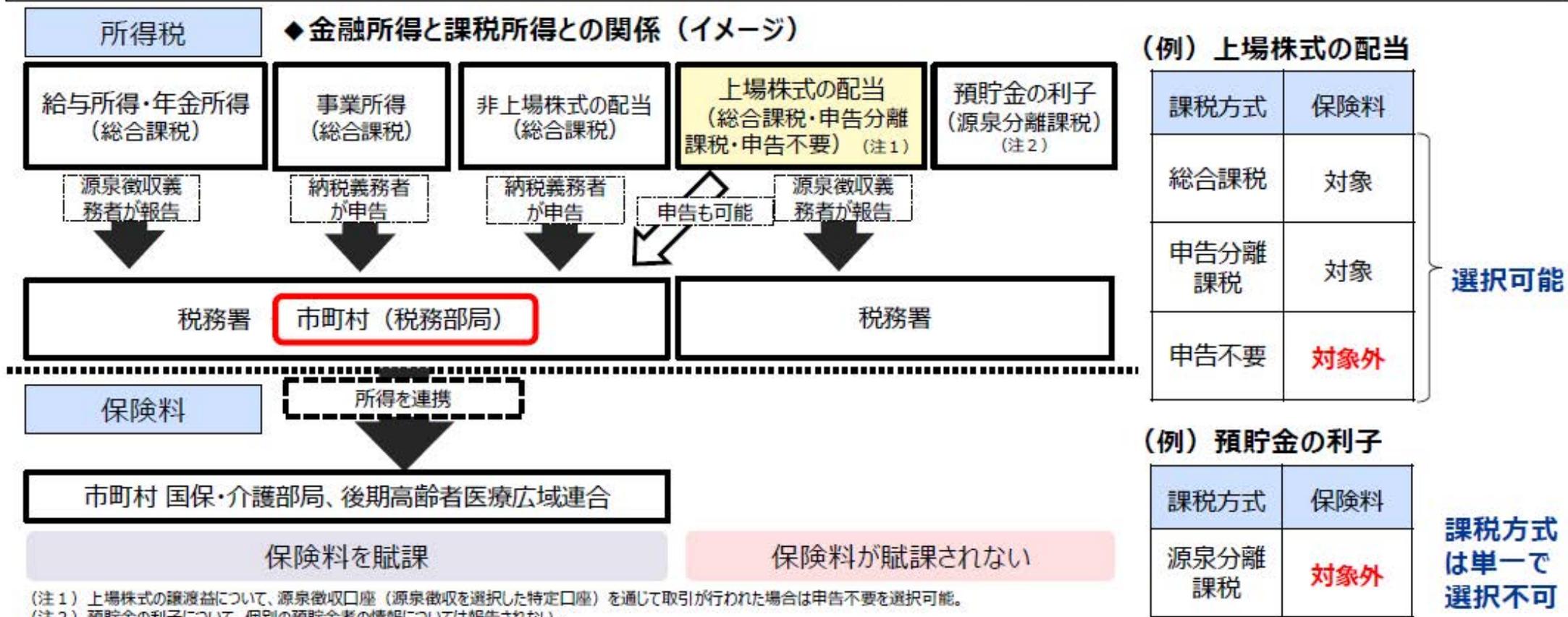


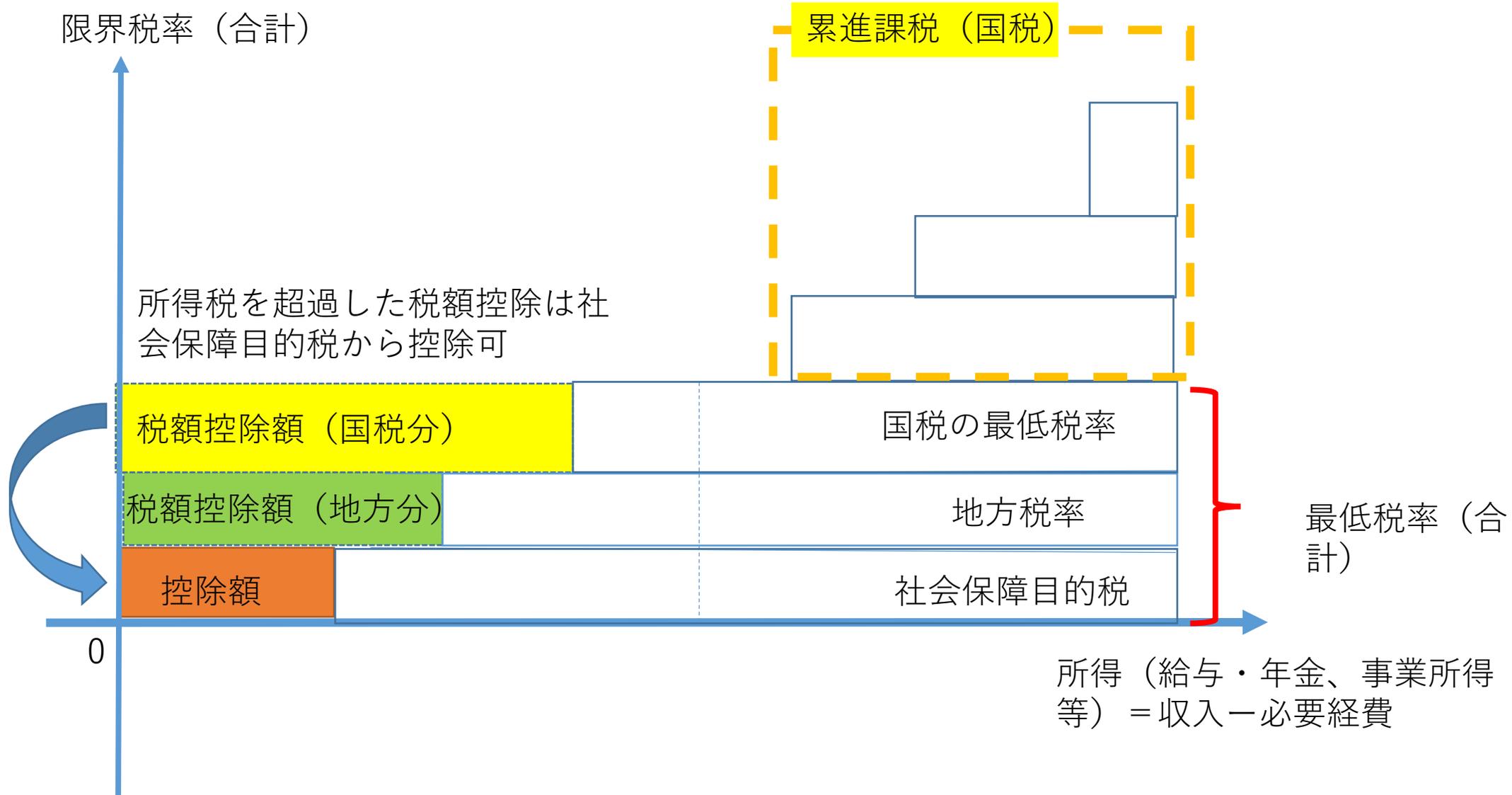
金融所得の勘案

- 後期高齢者等の保険料は税制における課税所得をベースに賦課する仕組みとなっているが、税制において源泉徴収のみで完結する金融所得に関しては、確定申告がされない場合、課税はされるが保険料の賦課対象となっていない。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程) (2023年12月22日閣議決定)

- ・ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。





参考：個人住民税の現年課税化と源泉徴収の見直し

過去の答申（個人住民税の現年課税化）

【個人住民税の現年課税化】(令和3年度答申 P.35)

- 前年の所得に対して課税する個人住民税は、所得税と異なり課税・納税のタイムラグが生じるため、前年に比べて収入が減った場合、納税者にとって負担感が大きいなどの指摘がある
- 納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、個人住民税を現年課税化することが望ましい
- 課税・徴収についてデジタル化を図り、現年課税化の早期実現に向けた検討を進めていくべき

東京都税制調査会

平成17年 政府税制調査会 基礎問題小委員会

「個人所得課税に関する論点整理」

5. 個人住民税 (3) 税務執行面での改善

- 個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
平成31年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）

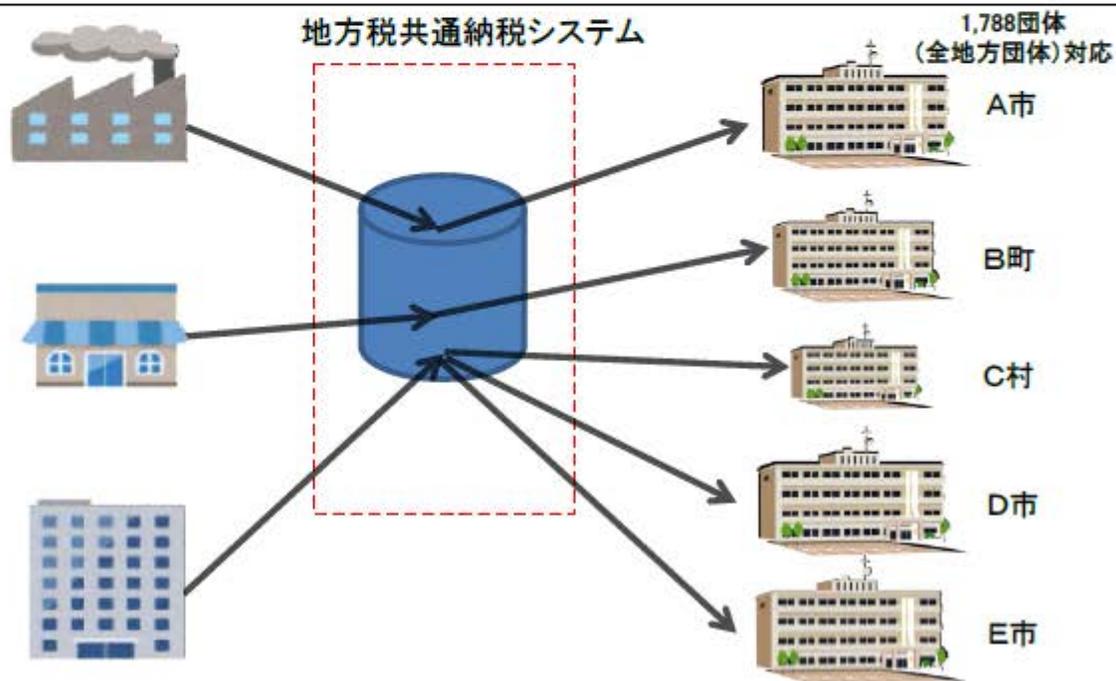
■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,063万人

※ 支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件



所得課税徴収の一元化

- 所得課税徴収の一元化 = 住民税（所得割）の現年所得化
 - 納税者（源泉徴収者） = 納税が一か所に
 - 地方自治体 = 徴税に係る業務の軽減 ⇒ 人員の節約・労働時間の短縮に繋がる
 - 現行：賦課課税 = 自治体に責任 ⇒ 現年所得：申告課税 = 納税者に責任
 - 外国人等住民の流動性に対応
 - ✓ 所得が生じる現年に課税することで、取りはぐれが減少
 - 現行：翌年に納税者が帰国、転居、転職（= 源泉徴収事業者の変更）等をしていると適正な課税が困難に

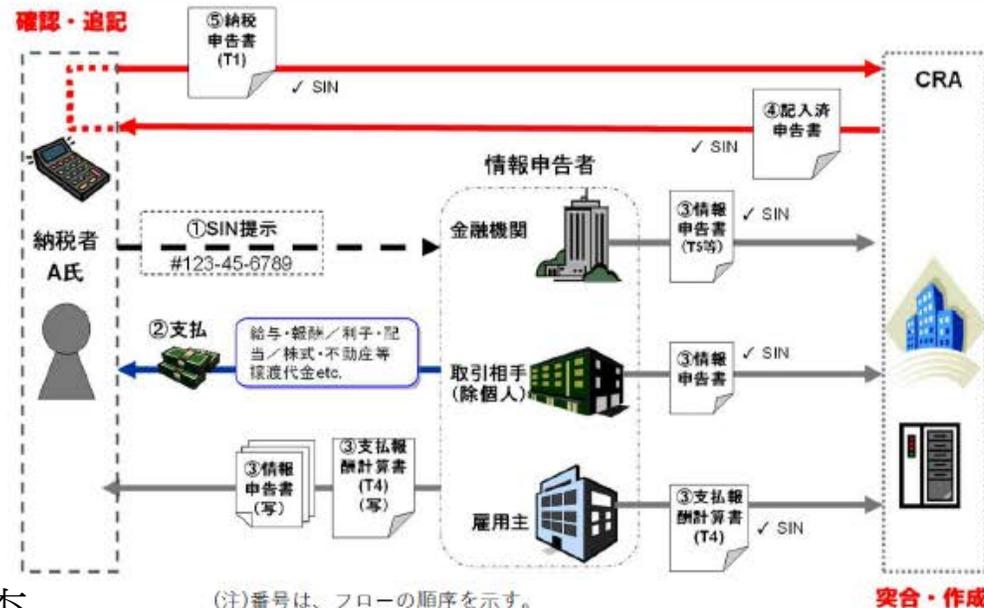
【事例（2）】カナダ

■個人所得把握のための情報申告書の例

- ・ 給与・利子・配当等の支払者は、カナダ歳入庁（CRA）に対して年1回情報申告書を提出することが必要となる（電子・紙とも可）。
- ・ 州においても個人所得税が課されているが、州政府に情報申告書を提出する必要はない（連邦と情報共有される）。

■情報申告と納税申告書の突合、確認

- ・ CRAが保有する情報申告書に係る情報と、納税者が提出する納税申告書はCRAにおいてSINによって突合され、申告漏れ等を把握する。
- ・ 納税者は、My Accountを通じて情報申告書に係る情報、納税額、税額控除等を確認することができる。
- ・ CRAは、給与支払者等から入手した情報申告書の情報をもとに、My Accountを通じて、記入済納税申告書を作成して納税者に提供している。
- ・ 納税者は、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要であるが、記入済納税申告書に加筆修正する形で納税申告を行うことができる。



令和3年東京都主税局委託調査

「個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた 所得情報の活用状況等に関する各国調査委託報告書」

中央決算システム (Centralized deduction)

源泉徴収からCDへ

源泉徴収の責任・徴収のタイミングの転換

雇用主から提供される被用者の情報（扶養家族の有無など）をベースに課税額・給付額を算出
⇒支払い時に徴収・給付



プラットフォームとしての
中央決算システム

雇用主

賃金払い

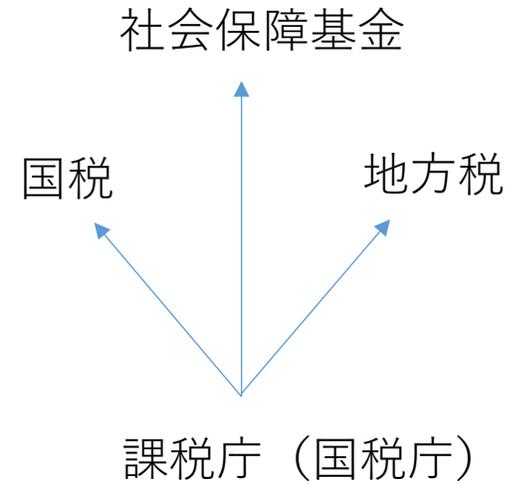
中央決算
システム

可処分所得

被用者

税・社会保険料
等の支払い

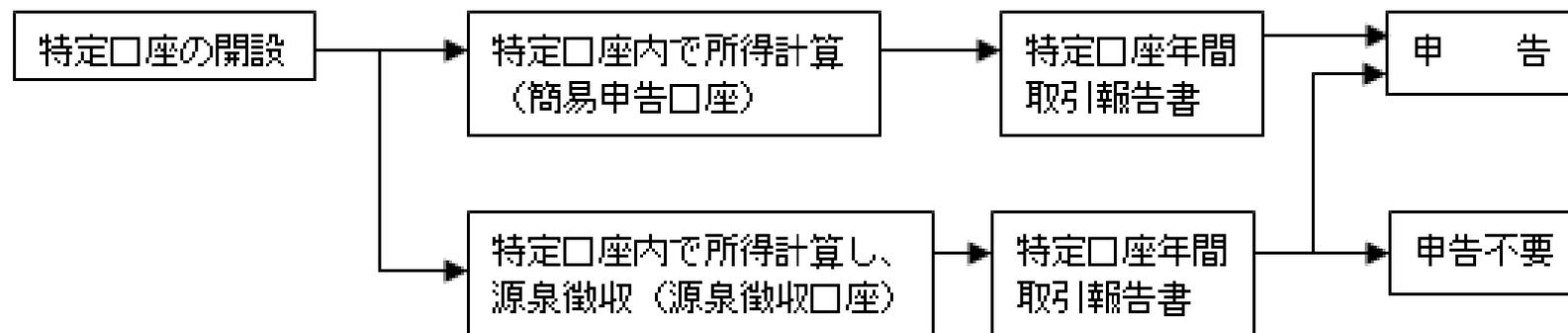
勤労税額控
除等の給付



例：英国のリアルタイム
情報システム改革案

参考：特定口座

- 特定口座：金融機関が口座開設者の保有する投資商品の譲渡損益を計算して「年間取引報告書」を作成。
 - 「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の2種類があり、前者を選択すれば確定申告そのものが原則不要
- 金融所得に限らず、給与・事業所得にも特定口座の仕組みを適用
 - 特定口座を使って源泉徴収・リアルタイムに所得補足



出所：国税庁HP

各給与支払い時の源泉徴収税額

- 所得税の各給与支払い時の源泉徴収税額は、給与等の支払頻度、給与等の金額、扶養親族等の人数、主たる勤務先であるか従たる勤務先であるか、等の区分により、所得税法の源泉徴収税額表に定められている。
- この税額表は人的控除等の控除額を反映して定められているため、控除額を見直す際には、税額が改訂される。この改訂に対応する必要。
- なお、月次の給与支払いで、主たる勤務先である場合については、計算式による税額の計算も可能となっているが、この計算式についても人的控除等の控除額を反映して定められているため、控除額を見直す際には、式が改訂される。

<税額表の例：月払いの場合>

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
482,000	485,000	24,730	18,890	15,720	12,550	9,390	7,170	5,590	4,010	133,300	
485,000	488,000	25,210	19,130	15,960	12,790	9,630	7,290	5,710	4,130	134,800	
488,000	491,000	25,690	19,370	16,200	13,030	9,870	7,410	5,830	4,250	136,400	
491,000	494,000	26,170	19,840	16,440	13,270	10,110	7,530	5,950	4,370	138,000	
494,000	497,000	26,650	20,320	16,680	13,510	10,350	7,650	6,070	4,490	139,600	
497,000	500,000	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	7,770	6,190	4,610	141,100	
500,000	503,000	27,610	21,280	17,160	13,990	10,830	7,890	6,310	4,730	142,700	
503,000	506,000	28,090	21,760	17,400	14,230	11,070	8,010	6,430	4,850	144,300	
506,000	509,000	28,570	22,240	17,640	14,470	11,310	8,140	6,550	4,970	145,900	
509,000	512,000	29,050	22,720	17,880	14,710	11,550	8,380	6,670	5,090	147,400	
512,000	515,000	29,530	23,200	18,120	14,950	11,790	8,620	6,790	5,210	149,000	
515,000	518,000	30,010	23,680	18,360	15,190	12,030	8,860	6,910	5,330	150,600	
518,000	521,000	30,490	24,160	18,600	15,430	12,270	9,100	7,030	5,450	152,200	
521,000	524,000	30,970	24,640	18,840	15,670	12,510	9,340	7,150	5,570	153,700	
524,000	527,000	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	9,580	7,270	5,690	155,300	

<計算式>

①以下の計算式により、その月の課税給与所得金額を求める。

その月の課税給与所得金額

$$\begin{aligned}
 &= \text{給与収入} \\
 &\quad - \text{社会保険料等(実額)} \\
 &\quad - \text{1ヶ月分の給与所得控除} \\
 &\quad - \text{1ヶ月分の基礎控除(48,334円)} \\
 &\quad - \text{1ヶ月分の人的控除(31,667円)(※)} \\
 &\quad \times \text{扶養親族等の数}
 \end{aligned}$$

※特定扶養親族等であるかどうかに関わらず一律額

②その月の課税給与所得金額を、1か月分に直した税率表にあてはめる。

参考：社会保険料の徴収

- 標準報酬月額＝従業員の月々の給料を1～50の等級（厚生年金は1～32）に分けて表す

- 毎月の給料額をもとに保険料を算出するのではなく、複数月の平均（4～6月の3ヵ月）から算出された標準報酬月額によって、社会保険料の計算を簡便化

(東京都) (単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.81%		11.45%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満						
2	68,000	63,000	73,000	5,689.8	2,844.9	6,641.0	3,320.5		
3	78,000	73,000	83,000	6,670.8	3,335.4	7,786.0	3,893.0		
4(1)	88,000	83,000	93,000	7,651.8	3,825.9	8,931.0	4,465.5		
5(2)	98,000	93,000	101,000	8,632.8	4,316.4	10,076.0	5,038.0	16,104.00	8,052.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	9,613.8	4,806.9	11,221.0	5,610.5	17,934.00	8,967.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,202.4	5,101.2	11,908.0	5,954.0	19,032.00	9,516.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	10,791.0	5,395.5	12,595.0	6,297.5	20,130.00	10,065.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	11,575.8	5,787.9	13,511.0	6,755.5	21,594.00	10,797.00
10(7)	134,000	122,000	130,000	12,360.6	6,180.3	14,427.0	7,213.5	23,058.00	11,529.00
11(8)	142,000	130,000	138,000	12,360.6	6,180.3	14,427.0	7,213.5	23,058.00	11,529.00
12(9)	150,000	138,000	146,000	13,145.4	6,572.7	15,343.0	7,671.5	24,522.00	12,261.00
13(10)	160,000	146,000	155,000	13,930.2	6,965.1	16,259.0	8,129.5	25,986.00	12,993.00
14(11)	170,000	155,000	165,000	14,715.0	7,357.5	17,175.0	8,587.5	27,450.00	13,725.00
15(12)	180,000	165,000	175,000	15,696.0	7,848.0	18,320.0	9,160.0	29,280.00	14,640.00
16(13)	190,000	175,000	185,000	16,677.0	8,338.5	19,465.0	9,732.5	31,110.00	15,555.00
17(14)	200,000	185,000	195,000	17,658.0	8,829.0	20,610.0	10,305.0	32,940.00	16,470.00
18(15)	220,000	195,000	210,000	18,639.0	9,319.5	21,755.0	10,877.5	34,770.00	17,385.00
19(16)	240,000	210,000	230,000	19,620.0	9,810.0	22,900.0	11,450.0	36,600.00	18,300.00
20(17)	260,000	230,000	250,000	21,582.0	10,791.0	25,190.0	12,595.0	40,260.00	20,130.00
21(18)	280,000	250,000	270,000	23,544.0	11,772.0	27,480.0	13,740.0	43,920.00	21,960.00
22(19)	300,000	270,000	290,000	25,506.0	12,753.0	29,770.0	14,885.0	47,580.00	23,790.00
23(20)	320,000	290,000	310,000	27,468.0	13,734.0	32,060.0	16,030.0	51,240.00	25,620.00
24(21)	340,000	310,000	330,000	29,430.0	14,715.0	34,350.0	17,175.0	54,900.00	27,450.00
25(22)	360,000	330,000	350,000	31,392.0	15,696.0	36,640.0	18,320.0	58,560.00	29,280.00
26(23)	380,000	350,000	370,000	33,354.0	16,677.0	38,930.0	19,465.0	62,220.00	31,110.00
27(24)	410,000	370,000	395,000	35,316.0	17,658.0	41,220.0	20,610.0	65,880.00	32,940.00
		395,000	425,000	37,278.0	18,639.0	43,510.0	21,755.0	69,540.00	34,770.00
				40,221.0	20,110.5	46,945.0	23,472.5	75,030.00	37,515.00